

第8章 地盤沈下

1. 地盤沈下の防止に関する規制

地下水は一旦、過剰な採取が行われた場合、地下水の枯渇・地盤沈下といった大きな問題を生ずることとなります。

茨城県生活環境の保全等に関する条例では、その発生を未然に防止するため、地盤沈下を発生させるおそれのある施設（吐出口の断面積が19cm²以上の揚水機）を設置する工場等を対象に届出義務などを規定しています。

規制措置として、代替水への転換勧告や緊急時における採取量制限の勧告等の規定があります。

市内の揚水施設設置工場等数（令和3年3月末現在）
88

（茨城県県西県民センター環境・保安課調べ）